

一般社団法人日本鉱物科学会 運営細則

幹事会

第1条 幹事会は会長、副会長及び庶務、会員、会計、行事、和文誌編集、英文誌編集、渉外、広報、Elementsの各幹事で構成する。但し、必要に応じて特務幹事を設け、これに加えることができる。

2 幹事は、総会および理事会の決議にもとづいて本会の業務を執行し、事業の計画および調整を行う。

第2条 幹事会は会長が随時召集し、会長が進行役を務める。会長が認めれば電子メールでの開催を行うことができる。

第3条 幹事会は、各幹事による業務報告、事業計画の作成、理事会議題の作成、その他本会の業務執行に関する事項の審議・施行を行い、会長の会務執行を補佐する。

第4条 幹事は、理事会の議案に基づいて本会の庶務、会員、会計、行事、和文誌編集、英文誌編集、渉外、広報、Elements、およびその他の業務を分担執行する。幹事は理事会に出席して、担当事項について報告する義務を負う。

2 幹事は、理事会の議を経て会長が委嘱する。但し、幹事の少なくとも半数は理事であることを要する。

3 幹事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとし、重任を妨げない。

4 会長は、特別の事情がある場合には、理事会の議を経て幹事を解任することができる。

5 幹事の補充は理事会の議を経て行う。

第5条 各幹事は次に掲げる業務を分担する。

(1) 庶務

- (イ) 総会、理事会及び幹事会に関する事項
- (ロ) 記録の作成・整理及び保管
- (ハ) 文書の発受及び保管
- (ニ) 出版物の配布
- (ホ) 事務局の管理
- (ヘ) 表彰に関する事項
- (ト) 国内外からの寄贈・交換図書の整理と保管

(2) 会員

- (イ) 会員の入会、退会、会員資格の停止及び除名に関する事項
- (ロ) 会員名簿の作成
- (ハ) その他会員に関する事項

(3) 会計

- (イ) 会費及び会誌購読料の請求及び収納
- (ロ) 補助金申請事務及び寄付の受付
- (ハ) 現金の出納及び保管
- (ニ) 会計帳簿及び証書類の整理と保管
- (ホ) 予算及び決算に関する事項
- (ヘ) 物品の購入・保管及び売却
- (ト) その他会計に関する事項

(4) 行事

- (イ) 総会、年会、研究発表会、野外巡検、採集会及び見学会の企画と開催の実務
- (ロ) 特別講演会及び講習会の企画などの、鉱物科学及びその関連分野の研究に関する企画立案及び業務の遂行
- (ハ) 鉱物科学及びその関連分野の普及・教育に関する企画立案及び業務の遂行
- (ニ) 研究部会に関する事項
- (ホ) その他行事に関する事項

(5) 和文誌編集

- (イ) 岩石鉱物科学編集に関する企画立案
- (ロ) 岩石鉱物科学用原稿の依頼、受付、査読、整理及び保管
- (ハ) 岩石鉱物科学の編集及び発行
- (ニ) その他和文発行物の編集に関する事項

(6) 英文誌編集

- (イ) JMPS(Journal of Mineralogical and Petrological Sciences)編集に関する企画立案
- (ロ) JMPS 用原稿の依頼、受付、査読、整理及び保管
- (ハ) JMPS の編集及び発行
- (ニ) その他英文発行物の編集に関する事項

(7) 渉外

- (イ) 国内外における他学会、行政、など外部との折衝
- (ロ) 国際的な会議・シンポジウム・講演会等の行事など、国際交流に関する企画立案及び業務の遂行
- (ハ) 諸外国との通信・連絡・文献交換等に関する事項

- (二) その他国際交流に関する事項
- (8) 広報
 - (イ) 学会ホームページの編集・管理などの学会活動に関するアウトリーチ業務
 - (ロ) 電子メール配信による会員への情報発信に関する業務
 - (ハ) 報道機関への対応
 - (ニ) その他広報に関する事項
- (9) Elements
 - (イ) 雑誌 Elements の本学会に関連するニュース記事の企画立案と作成
 - (ロ) Elements ニュース記事用原稿の依頼、受付、整理及び保管
 - (ハ) Elements 事務局へのニュース記事の送付及びそれに関する事項
 - (ニ) Elements 事務局との通信・連絡等に関する事項
- (10) 特務
 - (イ) 上記各幹事の分担範囲外で、理事会が必要と認めた特定の事項に関する企画立案及び執行
 - (ロ) その他

事務局

第6条 本会に事務局を置く

2 本会は事務局を仙台市に置く。

3 事務局は会長の承認した事務員若干名によって構成される。事務員は幹事会の指示に従い、本会の業務に従事する。

各種委員会

第7条 本会に次の委員会を置く。

- (1) 選挙管理委員会
- (2) 会長・副会長候補者推薦委員会
- (3) 行事委員会
- (4) 岩石鉱物科学編集委員会
- (5) JMPS 編集委員会
- (6) 渉外委員会
- (7) 広報委員会
- (8) Elements 委員会
- (9) 将来企画検討委員会
- (10) 名誉会員推薦委員会
- (11) 細則等検討委員会
- (12) 教育普及委員会
- (13) 新鉱物・命名・分類委員会
- (14) 博物館委員会
- (15) 日本鉱物科学会賞選考委員会
- (16) 渡邊萬次郎賞選考委員会
- (17) 日本鉱物科学会論文賞選考委員会
- (18) 日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会
- (19) 日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考委員会
- (20) 櫻井賞選考委員会

2 前項に定める各委員会の運営に関する規程等は別に定める。

第8条 委員会は、理事会の議を経て会長から委嘱された委員で組織し、本会の業務を分担補佐する。

第9条 会長は必要に応じ理事会の承認を経て、その他の委員会を置くことができる。

研究部会

第10条 関連分野の諸問題に迅速に対応するために、理事会の議を経て研究部会を期限付きで設けることができる。各研究部会委員会では、研究会を開催するとともに、各研究分野からのより細かい意見の集約、研究者間の連絡の強化、学会内外への情報発信、年会でのシンポジウムの企画などを行う。

第11条 正会員及び名誉会員5名以上の連名による申し入れがあったときには、理事会の議決により研究部会を設けることができる。

第12条 研究部会の申し入れは、次の内容を含む研究部会設立趣意書として理事会に提出しなければならない。

- (1) 研究題目
- (2) 研究部会を必要とする理由
- (3) 研究部会設置期間
- (4) 代表者氏名、連絡先及び予定される委員名

第13条 研究部会の設置期間は最長2年とする。ただし、再申請を妨げない。

第14条 研究部会は代表者（研究部会長）と研究部会に所属する会員とからなり、自主的に運営される。研究部会は、理事会及び幹事会と協議・調整をはかりつつ運営されねばならない。

第15条 研究部会は毎年代表者氏名・連絡先・活動内容・所属する研究部会員の氏名等必要事項を理事会に報告

する。

第 16 条 研究部会に入会を希望する会員は、研究部会代表者もしくは本学会事務局に申し入れる。研究部会は希望者の入会を承認するか審議し、結果を当人に通知する。会員は複数の研究部会に参加を申し入れることができる。

第 17 条 つぎの時には、研究部会を解散することができる。

- (1) 研究部会設置期間が満了となったとき
- (2) 研究部会自ら解散を希望したとき
- (3) 理事会が当該研究部会の廃止を適当と認めたとき

年会及び各種行事

第 18 条 本会は毎年 1 回年会を開き、研究発表会と野外巡検または見学会を行う。前項のほか随時必要に応じて講演会、討論会、講習会等を行う。

第 19 条 年会開催地は少なくとも 1 年前に理事会で決定する。行事幹事と年会開催地在住の正会員及び名誉会員若干名からなる年会運営委員会を設け、そこで年会に関する日程等を作成する。理事会で決定後、年会運営委員会は開催日の少なくとも 4 ヶ月前にすべての会員に日程等を予告する。

第 20 条 年会において研究発表や採集会または見学会に参加を希望する会員は、第 19 条の予告にしたがって年会運営委員会に申し込む。

第 21 条 年会以外の講演会、討論会、講習会等は行事幹事が企画立案し、理事会の承認を経て行われる。また、他学会と共催する講演会等は理事会の承認を必要とする。

会誌その他の発行情

第 22 条 本会は会誌として和文誌（岩石鉱物科学）を毎年 4 回、と英文誌（Journal of Mineralogical and Petrological Sciences）を毎年 6 回発行する。

2 岩石鉱物科学は学術論文のほか、総説、解説、学会記事、ニュースなど、和文誌編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

3 Journal of Mineralogical and Petrological Sciences (JMPS)は学術論文のほか、JMPS 編集委員会が適当と認めた事項を掲載する。

第 23 条 会員名簿を発行する。

第 24 条 その他の出版物の発行は幹事会で企画立案し、理事会の承認を経て行う。

第 25 条 その他の出版物を必要に応じて会員に配付することができる。

表彰等

第 26 条 本会に日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会研究奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、及び櫻井奨励賞を設ける。また必要に応じて、年会における優秀な研究発表、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献に対して表彰を行う。

2 本会は、鉱物科学及びその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員に対し、日本鉱物科学会賞を贈呈する。

3 本会は、渡邊萬次郎博士の寄付金を基金とし、鉱物科学及びその関連分野において卓越した研究業績をあげ、長年にわたりこれらの分野の発展に貢献した者に、渡邊萬次郎賞を贈呈する。

4 本会は、会誌に発表された本会会員による優れた研究論文を選び、その著者に対し、日本鉱物科学会論文賞を贈呈する。

5 本会は、研究の奨励を目的として、顕著な研究業績をあげた関連分野における若手の会員に対し、日本鉱物科学会奨励賞を贈呈する。

6 本会は、鉱物科学の応用研究分野で顕著な業績をあげた者に対し、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞を贈呈する。

7 本会は、櫻井記念基金を基とし、新鉱物の発見に貢献し記載鉱物学の分野で顕著な業績をあげた会員に対し、櫻井賞を、記載鉱物学上の顕著な業績のあった若手の会員に対し、櫻井奨励賞を贈呈する。

第 27 条 日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、及び櫻井奨励賞の受賞者の選考は、別に定める各賞の規程にしたがって行い、理事会において決定する。

総会

第 28 条 定款第 17 条第 3 項に規定する代理人は、本会の正会員及び名誉会員に限るものとする。

その他の規則

第 29 条 本会の会員会費、会長および副会長候補者選挙、理事、監事候補者選挙、機関運営、会誌編集および表彰などに関する規則は、総会または理事会で別に定める。

改廃

第 30 条 この細則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

本規則は、一般社団法人日本鉱物科学会設立の登記日に遡って適用されるものとする。